仙台市屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定

 制定
 平成
 元年
 3月23日仙台市告示第272号

 改正
 平成
 7年
 4月1日仙台市告示第218号

 改正
 平成
 9年
 3月27日仙台市告示第199号

 改正
 平成14年
 7月2日仙台市告示第79号
 6号

 改正
 平成22年
 2月9日仙台市告示第4号
 48号

 改正
 令和
 元年
 5月17日仙台市告示第224号

仙台市屋外広告物条例(平成元年仙台市条例第4号。以下「条例」という。)第4条第2号,第3号,第9号及び第10号の規定により,屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を表示し,又は設置してはならない地域(以下「禁止地域」という。),同条第8号の規定により禁止地域から除く区域を次のとおり指定したので,条例第31条の規定により告示し,平成元年4月1日から施行する。

(平成14年7月2日改正((3)の表)は、同年8月1日から施行する。)

1. 禁止地域

(1)条例第4条第2号の規定により指定する地域

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物から50メートル以内の地域

- (2)条例第4条第3号の規定により指定する地域
 - ア 文化財保護条例 (昭和 50 年宮城県条例第 49 号) 第3条第1項の規定により指定された建造 物から50メートル以内の地域
- イ 文化財保護条例第32条第1項の規定により指定された地域
- (3)条例第4条第9号及び第10号の規定により指定するもの 次の表の左欄に掲げる道路又は鉄道の当該右欄に掲げる区間(道路については休憩所及び給油所 を除く。)又は地域

道路・鉄道	指定する区間又は地域		
	区間	展望することができる地域	
東北縦貫自動車道	市内全区間		
一般国道6号(仙台東部道路)	市内全区間 (名取市境から仙台港北インターチ ェンジまでの区間)	路肩の両側又は高架部分の両側端から 500 メートル以内で、都市計画法(昭和 43 年 法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定	
一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	市内全区間 (仙台港北インターチェンジから多 賀城市境までの区間)	伝揮第100 号) 第8 采第1 頃第1 号に規定する商業地域を除く地域。ただし、当該地域のうち都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあっては、当該区域の範囲のうち路面高以上の部分に限る。	
主要地方道 仙台南インター線 (仙台南部道路)	市内全区間 (仙台南インターチェンジから仙台 若林ジャンクションまでの区間)		
東北新幹線	市内全区間	鉄道高架部分の両側端から 500 メートル 以内で、都市計画法第8条第1項第1号に 規定する商業地域を除く地域。ただし、当 該地域のうち都市計画法第7条第2項に規 定する市街化区域にあっては、当該区域の 範囲のうち路盤面高以上の部分に限る。	

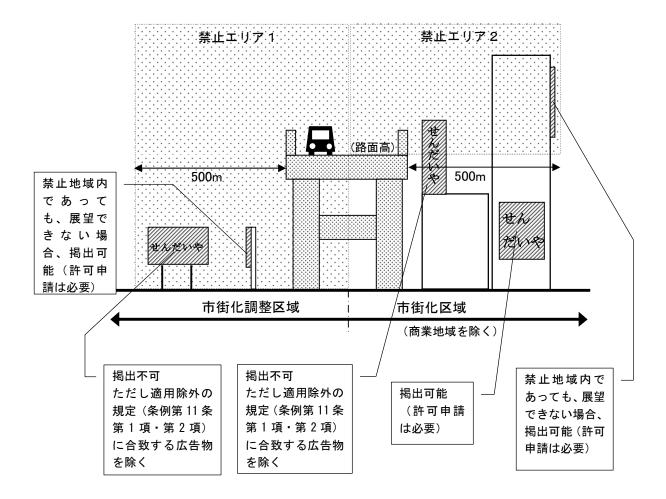
仙山線	東北本線 仙山線 仙石線	市内全区間	
-----	--------------------	-------	--

2. 禁止地域から除く区域

(1)条例第4条第8号の規定により指定する区域

県立自然公園条例(昭和34年宮城県条例第20号)第3条第1項の規定により指定された 区域のうち杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成16年仙台市条例第2号)第8条の土地 利用方針に定める集落等環境保全区域B(ただし、定義の区域は除く。)の区域

(参考) 指定道路等から 500m以内の禁止地域の考え方



※この参考図は, 道路等から 500m の禁止地域を簡単に表現したものですので, 計画時は必ず 区役所へご相談下さい。

(参考) 杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成16年仙台市条例第2号)第8条の 土地利用方針に定める集落等環境保全区域B(作並)の区域図



※当該区域は、仙台市「杜の都」景観計画に定める行楽地ゾーンの作並温泉の区域と同一の区域です。